

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
インドネシア	グスンキボル県水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との交換公文	グスンキボル県水道整備計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の操作指導に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	525,000千円 H20.1.23まで	H19.1.24 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原紳在 インドネシア大使 インドネシア側 プリモ・ アルイ・ジュリアント外 務省アジア・太平洋・ア フリカ総局長	H19.2.7 73号
インドネシア	貧困農民支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H19.3.31まで	H19.3.12 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原紳在 インドネシア大使 インドネシア側 プリモ・ アルイ・ジュリアント外 務省アジア・太平洋・ア フリカ総局長	H19.3.29 187号
インドネシア	東西サトウカンガラ州地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との交換公文	東西サトウカンガラ州地方給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	245,000千円 H20.3.31まで	H19.7.6 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原紳在 インドネシア大使 インドネシア側 プリモ・ アルイ・ジュリアント外 務省アジア・太平洋・ア フリカ総局長	H19.7.31 433号
インドネシア	持続的沿岸漁業振興計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との交換公文	持続的沿岸漁業振興計画を実施するために必要な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機械の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	1,070,000千円 H20.3.31まで	H19.7.6 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原紳在 インドネシア大使 インドネシア側 プリモ・ アルイ・ジュリアント外 務省アジア・太平洋・ア フリカ総局長	H19.7.31 434号
インドネシア	遠隔地ラジオ放送網拡張計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との交換公文	遠隔地ラジオ放送網拡張計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機械の操作指導に必要な役務の供与	357,000千円 H20.3.31まで	H19.7.6 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原紳在 インドネシア大使 インドネシア側 プリモ・ アルイ・ジュリアント外 務省アジア・太平洋・ア フリカ総局長	H19.7.31 435号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
インドネシア	スマンキドル県水道整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とインドネシア共和国政府との 間の交換公文	な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	635,000千円 H20.3.31まで	H19.7.6 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原伸在インド ネシア大使 インドネシア側 フリモ・ アルイ・ジュリヤント外 務省アジア・太平洋・ア フリカ総局長	H19.7.31 436号
インドネシア	インフラルエンザ等重要家畜疾 病診断施設整備計画のための贈 与に関する日本国政府とインド ネシア共和国政府との間の交換 公文	鳥 インフラルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画 を実施するために必要な 1. 診断施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその掘付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	1,781,000千円 H20.3.31まで	H19.9.13 ジャカル タで (同日)	日本側 海老原伸在インド ネシア大使 インドネシア側 フリモ・ アルイ・ジュリヤント外 務省アジア・太平洋・ア フリカ総局長	H19.10.3 558号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。